

環境にやさしい農業推進事業実施要綱

(平成20年4月1日告示第71号)

改正 平成22年3月31日告示第69号
平成22年8月13日告示第131号
平成23年3月28日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有機堆肥施用を促進し、環境に調和した地域農業の持続的な発展を図るため、有機堆肥の購入及び散布に要する経費の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者は、大野市内に在住する、又は大野市内で耕作を営む農業者、農業者で組織する営農集団又は市長が特に認めた者(以下「大野市内の農業者等」という。)とする。

(堆肥施用補助)

第3条 市長は、大野市有機堆肥製造施設(大野市有機堆肥製造施設設置条例(平成11年条例第12号)別表第1に規定する堆肥製造施設をいう。)、大野市六呂師堆肥センター(大野市六呂師堆肥センター設置条例(平成15年条例第3号)に規定するものをいう。)又は富田酪農堆肥組合の堆肥製造施設で製造され、成分検査を定期的に受けている有機堆肥を購入した大野市内の農業者等に対し、有機堆肥施用補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところを限度とし、予算の範囲内で定める。

(1) 大野市有機堆肥製造施設で製造された有機堆肥 1立方メートル当たり3,125円

(2) 大野市六呂師堆肥センターで製造された有機堆肥 1立方メートル当たり1,500円

(3) 富田酪農堆肥組合で製造された有機堆肥 1立方メートル当たり1,000円

(堆肥散布補助)

第4条 市長は、前条に規定する堆肥施設で製造された有機堆肥を購入し、当該有機堆肥の散布をテラル越前農業協同組合、農事組合法人ゾイル又は市長が特に認

めた者（以下「堆肥散布事業者」という。）に委託した大野市内の農業者等に対し有機堆肥散布補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、有機堆肥の散布の量1立方メートル当たり500円を限度とし、予算の範囲内で定める。

（委任）

第5条 補助金の交付申請、請求等に関する手続きは、第3条の規定に関する手続きは第3条に規定する堆肥施設の管理者が、前条の規定に関する手続きは堆肥散布事業者が、それぞれ大野市内の農業者等から委任を受けて行うものとする。

（軽減の実施）

第6条 第3条に規定する堆肥施設の管理者及び堆肥散布事業者は、大野市内の農業者等に対して有機堆肥の販売又は散布を行い、当該事業に係る対価を請求するときは、販売に対する対価については第3条第2項に規定する補助金の額を、散布に対する対価については第4条第2項に規定する補助金の額をそれぞれ差し引いて得た額を請求しなければならない。

（申請及び請求）

第7条 第3条に規定する堆肥施設の管理者は、大野市内の農業者等に対して有機堆肥の販売を行ったときは、有機堆肥施用補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 堆肥散布事業者は、大野市内の農業者等に対して有機堆肥の散布を行ったときは、有機堆肥散布補助金交付申請書兼交付請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項及び前項で定める補助金の交付申請を行う期日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から6月末日までに販売又は散布した堆肥 9月末日まで

(2) 7月1日から12月末日までに販売又は散布した堆肥 翌年3月末日まで

（交付決定）

第8条 市長は、第7条に規定する補助金交付申請書兼請求書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金を交付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成22年告示第69号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則（平成 22 年告示第 131 号）

この要綱は、平成 22 年 8 月 13 日から施行し、平成 22 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年告示第 57 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の環境にやさしい農業推進事業実施要綱の規定は、平成 23 年 1 月 1 日から適用する。